

株式の準共有

——共有法制の改正を受けて——

山田 泰弘*

目 次

はじめに

- I. 会社法が特別の規定を置くべきと考える問題
- II. 会社法による対応
 1. 会社よりの通知・催告受領者
 - (1) 権利行使者の指定がある場合
 - (2) 権利行使者の指定がない場合
 2. 権利行使者
 - (1) 会社法上の規程と判例の取扱い
 - (2) 学説からの批判
 3. 会社法による対応および学説の展開に対する検討
——相続の場面を想定して
- III. 令和3年改正による共有物の使用・管理に関する規律
 1. 個人主義的な共有における持分
——管理として制約のある使用と収益権の絶対性
 2. 共有物の管理
 3. 共有物の管理の決定方法
 4. 共有物の管理者
- IV. 検討：管理に関する規律の柔軟化が準共有株式の
権利行使に与える影響
 1. 「管理」の決定方法
 2. 使用の対価の償還
 3. 管理者と権利行使者
 4. 管理に関するために違反する権利行使者の行為
むすびに代えて

* やまだ・よしひろ 立命館大学法学部教授

はじめに

令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律24号。2024年4月1日施行(令和3年12月17日政令332号))は、いわゆる「所有者不明土地問題」を解決すべく整備された。もっとも、その問題の解決に留まらず、共有物一般に関する規律の修正にも踏み込んでいる¹⁾。

共有法制の規律の修正が最も影響を与える会社法領域の事象は、準共有株式の取扱いである。会社の株主管理の事務処理上の煩雑さを減少させ、円滑に処理するために²⁾、準共有の株式につき会社法106条・126条3項が設けられている。これらの規定は、民法264条ただし書にいう法令の特別の定めである³⁾。しかし、会社法106条が民法の規律の適用をどの程度排除しているかは必ずしも明確ではなく、令和3年改正民法の新しい規律により共有株主間の利害調整スキームが変化する可能性がある⁴⁾。

以下では、令和3年民法改正の影響を検討するのに必要な範囲で、会社法が特別の規定を設け、対処しようとする問題が何かを示し、会社法の規範と判例による対処を確認するとともに、学説における議論をみる。その上で、準共有株式の規律の考察に必要な範囲で民法上の共有に関する規律の修正の状況を確認し、最後に検討を加えよう。

I. 会社法が特別の規定を置くべきと考える問題

単独保有の株式に比較して、準共有株式につきどのような事務処理上の煩雑さがあるか。

1) 松尾弘『物権法改正を読む』(慶應義塾大学出版会, 2021年)33頁。

2) 田中亘『会社法』(第3版, 東京大学出版会, 2021年)127頁。

3) 最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁参照。

4) すでに、仲卓真「令和3年民法改正が株式の準共有に与える影響(上)(下)」商事法務2306号(2022年)4頁, 2307号(2022年)73頁が検討している。

(1) 株主の株主権行使に際し、事前に会社から株主へのアプローチが予定されることがある。例えば、株主総会の議決権行使の前提として、会社は株主に株主総会の招集通知を送付する（会社法299条）。共有株主は自己の持分に応じて共有物の全部を使用でき、そのいずれもが権利行使の可能性を有するため、会社は、いずれの共有株主に株主総会招集通知を送付すればよいか判明せず、事務処理上の煩雑さが生じる。

(2) 剰余金の配当を交付する場面でも同様の煩雑さが生じる。配当財産の交付場所は株主名簿に記載された株主の住所地である（会社法457条1項）。剰余金の配当決定（会社法454条）により発生する具体的な配当請求権は株式とは別の単純な金銭債権であるため、共有株主の持分に応じて帰属するとも考えられうるが⁵⁾、共有物の収益の分配の方法についても共有者間の協議で決定しうることを踏まえれば、共有株主にどのように帰属しているかを会社が探知しなければならず事務的に煩雑となり、配当の交付に関しては二重支払の問題も生じかねない。

(3) 他方、株主が会社に対して株主権を行使する場面はどうか。最判平成27年2月19日・前掲注3)掲載判例は、議決権行使の内容の決定は、特段の事情のない限り、「管理」（民法252条1項）に該当し、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるとする。想定される特段の事情は、議決権行使が直ちに株式を処分し、または株式の内容を変更することになるような場合である。その場合には全員一致で決定しなければならない。

共有株主全員がそろって株主総会の議決権を行使すれば、管理としての

5) 浜田道代「株式が相続された場合の法律関係」（商事法務、2021年）196頁。共同相続不動産から発生する賃料債権が当然分割されて共有者に帰属するとする最判平成17年9月8日民集59巻7号193頁と同様の処理がなされると説明される。もっとも、このような取扱いには修正されるべきとも民法分野では主張される（例えば、伊藤栄寿「可分債権の準共有：当然分割原則の再検討」上智法学論集64巻3・4号（2021年）185頁）。後述のように会社法では、権利行使者（会社法106条）が指定され、その者が株主として配当を受領することを捉えれば、分割して帰属するとは言い切れない。投資信託受益権につき相続開始後に発生した元本償還金・配当が被相続人名義口座に預かり金として入金される場合に、当然分割されているとは考えないものとして、最判平成26年12月12日判時2251号35頁。

決定に依拠していることがわかり、問題はない⁶⁾。他方で、共有株主の一部が管理としての決定に従って議決権行使をしていると主張すれば、すぐにはそれを拒む理由を会社は有さない。共有株主間の協議・管理としての決定の確認を要求されるのでは、会社の事務処理負担が増す⁷⁾。

II. 会社法による対応

1. 会社よりの通知・催告受領者

(1) 権利行使者の指定がある場合

前述の I-(1)の問題に対処するため、会社法126条3項は、共有者の中から1名、会社からの通知・催告を受ける者を定め、会社に通知しなければならないとする。

会社法制定前は、権利行使者(会社法106条)が定められている場合には、権利行使者があたかも単独の株主であるように会社に対する権利行使を行うため、権利行使者に対して会社は通知・催告をしなければならないとされ⁸⁾、権利行使者の指定がない場合の取扱いとして、会社が任意の共有株主の1人に通知・催告をすれば足りるとされた(平成17年改正前商法203条3項)。もっとも、会社法は、権利行使者とは別に、通知・催告の受領者という概念を設定するため(会社法126条3項)、権利行使者とは別の者を通知・催告の受領者と定めることができそうである⁹⁾。しかし、権利行使者と別の者を、会社からの通知・催告を受領する者とすることは問題を複雑にするだけである¹⁰⁾。また、共有者間で権利行使者を指定し、それを

6) 最判平成11年12月14日判時1699号156頁。

7) 河内隆史「判批(大阪高判平成20年11月28日)」判例評論611号(2010年)22頁、江頭憲治郎『株式会社法』(第8版、有斐閣、2021年)124頁注3など。

8) 大隅健一郎=今井宏『会社法論(上巻)』(第3版、有斐閣、1991年)334頁。

9) 酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法(2)』(中央経済社、2008年)210頁[志谷匡史執筆部分]。

10) 山下友信編『会社法コンメンタール3 株式(1)』(商事法務、2013年)38~39頁。

会社に通知し、会社が権利行使者を通知・催告の受領者とみなして、その者に通知・催告を行うことには問題はない。両者を統一的に運用し、権利行使者を通知・催告の受領者とすべきで、そのように運用されている¹¹⁾。

会社は通知催告受領者（＝権利行使者）の株主名簿に記載された住所地に於て通知・催告を発すれば足りる（会社法126条3項後段）。権利行使者の指定・通知が有効に実施されたことを会社が善意・無重過失により確認し、株主名簿に記載していることから、株主名簿の資格授与的効力¹²⁾に準じて、株主名簿に記載される権利行使者が共有株主の管理としての決定に基づき指定されていると会社は扱ってよいとされたからであろう。会社が請求を受けなくてもしなければならない義務の履行も通知・催告に準じると解されるので¹³⁾、I-(2)の煩雑さも減少する。

(2) 権利行使者の指定がない場合

共有株主が会社からの通知・催告を受領する者（＝権利行使者）を定めない場合は、次の二つのケースが想定される。第一は、株主名簿に共有名義が記載・記録されているが受領者を定めていない場合であり、第二は、株主名簿上は共有名義に変更されず、共有者の前の権利者（被相続人等）の名義のままである場合である。

↳[上村達男執筆部分]。

11) 株式会社証券保管振替機構・株式等の振替に関する業務規程（2022年8月1日）33条2項1号（https://www.jasdec.com/download/ds/furikae_kitei.pdf）。浜田道代・前掲注5）59頁はこれを支持する。

12) 江頭憲治郎・前掲注7）208頁は、株主名簿の資格授与的効力につき集団的法律関係の画一的処理の要請という政策的根拠を指摘する。今井克典「株主名簿の名義書換の効力と記録・記載の効力」名古屋大学法政論集263号（2015年）22頁は、株主名簿の名義書換請求が有効に実施され、株主名簿の名義書換が会社によって有効に実施された（履行された）際には、その者を株主として扱い権利行使を拒絶できず、会社がその際の履行者であったことから、株主名簿に記載された者を株主として扱わなければならないことを法的根拠として指摘する。

13) 今井克典・前掲注12）2頁。

第一の場合は現実には少ないが¹⁴⁾、共有株主に対する通知・催告は、そのうちの1人に対してすれば足りる(会社法126条4項)。会社からの通知・催告を受領した共有株主は、権利行使者でないため、その者が受領した通知・催告に基づいてなされる株主権行使は、共有一般の規定に従ってなされる¹⁵⁾。

第二の場合において、株主名簿の記載から被相続人を株主として扱わなければならないという状態は、相続が生じていても継続しているため、会社が株主名簿に記載された被相続人の住所地に通知を送れば、会社法126条1項によりその通知は有効とされよう。

相続の発生が議決権の基準日より後であれば、被相続人に発生した具体的な株主総会議決権が相続人に承継されたと考えざるをえず¹⁶⁾、相続人

14) 振替株式以外の場合につき、実務では共有株式への名義変更に合わせて、権利行使者の指定を求めている(大森正輔「株式の相続に伴う法律問題(一)——株主の死亡から遺産の分割まで」商事法務947号(1982年)6頁。反対、稲葉威雄ほか編『実務相談株式会社法(上)』(商事法務研究会, 1986年)631頁[吉田弘道]、浜田道代・前掲注5)11頁。学説の状況につき浜田道代・前掲注5)14頁注17参照)。

他方、振替株式について、実務は、包括承継の場合も被承継者の口座から承継者の口座に振替が行われるとされる(阿多博文「判批(最決平成31年1月23日)」民商法雑誌155巻5号(2019年)128頁)。このため、共有名義の口座を作成することが必要であり、共同相続事例において、相続人の全員の同意がなければならない(株式会社証券保管振替機構「加入者情報標準化要領」(2022年4月)(http://www.jasdec.com/download/ds/kanyusya_youryou_20220401.pdf)3頁の加入者区分では、「共有」が認められ、複数の者によって共有される口座が作りうるとされる)。もっとも、共有名義での口座の設定を口座管理機関である証券会社は例外的にしか認めない(日比野俊介「判批」金融法務事情2135号(2020年)42頁参照)。共同相続人間で相続代表者を選べない場合には、株式を承継する相続人が決定した段階での被相続人の口座から株式を承継する相続人に振替がされる(遺産分割協議の結果として共同相続株式の帰属先を決定するので、このときも相続人全員の同意書が必要とされる)。阿多博文・前掲評釈136頁は銀行証券会社等と顧客との契約の問題として考え、このような取扱いに理解を示す(浜田道代・前掲注5)24-30頁は反対)。

いずれにせよ、会社法の想定と異なり、権利行使者の指定がない共有による取得を会社に対抗することは難しく、共同相続の事例でも、遺産分割協議が難航する場合は、株主名簿の名義変更がなされていないことがほとんどであろう。

15) 浜田道代・前掲注5)213~224頁。

16) 仲卓真「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否2」民商法雑誌155巻2号(2019年)260頁は、会社法124条4項の問題とする。しかし、同項は、基準日後株主

は、相続により具体的な株主総会議決権を承継していることを証明し、会社の同意を得て（会社法106条ただし書）、株主権を行使することになる。相続の発生が基準日より前であれば、名義書換未了株式と同様の取扱いとなり、相続により共有株主となっていることを証明することで、会社の同意を得て株主権を行使する。権利行使者の定めのない共有株式につき名義書換が困難である実務を前提とすれば、名義書換請求を伴わなくとも、株主権行使を認めることが適当であろう¹⁷⁾。

2. 権利行使者

(1) 会社法上の規程と判例の取扱い

(a) 前述のⅠ-(2)(3)を想定して、会社法106条1項は、株式の共有者は、その権利を行使するもの1人を定め、会社に対してその者の氏名または名称を通知しなければ権利行使ができないとする。この権利行使をする者が権利行使者である。共有株主の中から権利行使者を選ぶことが前提とされ¹⁸⁾、権利行使者は、共有者の共同名義によることなく、単独の名義で株主として株主権を行使できる¹⁹⁾。

ㄨ主に議決権行使を認める場合には、基準日株主に具体的な議決権が発生するにもかかわらず、会社が基準日後株主に議決権を認めることになるために、原則できないとした上で、例外的に当該株式につき基準日株主がいなくともあるいはそれが会社であり、具体的な議決権が発生しないときに基準日後株主に議決権を認めるものである。本文の記述は被相続人に発生した具体的な株主総会議決権の帰属が問題となる事案であり、適用場面が異なると考えられる。

17) 株主名簿の名義書換請求を実施した上で権利行使を行うとするものとして、浜田道代・前掲注5)3-74頁、来住野芳「株主名簿の法理（三・完）」（慶應）法学研究94巻9号（2022年）62頁。他方、仲卓真・前掲注16)51～63頁は、名義書換請求を行わなくともよいとする。

18) 例えば、全国株懇連合会「株式取扱規程モデル」（2022年）【簡易版】6条（https://www.kabukon.tokyo/data/data/laws/laws_1-2-1.pdf）は、「株式を共有する株主は、その代表者1人を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出る」とし、株主の中から1名の「代表者」を定めるとする。

19) 大隅健一郎＝今井宏・前掲注8)334頁。

最高裁判所の判例によれば、権利行使者は、共有株式の議決権の正当な権利者として共有者間で株主総会における個々の決議事項について逐一合意を要するとの取り決めがされ、ある事項について共有者の間に意見の相違があっても、自己の判断に基づき、議決権を行使しうる²⁰⁾。これにより、共有者間の内部決定をまで会社は調査せずとも、権利行使者の権利行使を適法な権利行使と扱うことができる。

(b) 権利行使者の指定は、管理として共有者の持分価格に従った過半数で決定される²¹⁾。

(c) 権利行使者の指定がない場合には、共有株主の株主権行使も、民法の共有の一般的な規律に従って実行されることになる。当初、共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることは許されないとされた²²⁾が、会社法制定により会社の同意が必要である旨が明記されている(会社法106条ただし書)。会社法106条ただし書に基づく会社の同意がある場合でも、共有株主の議決権行使は管理に該当し、共有者間での決定が必要である(会社法106条ただし書。最判平成27年2月19日・前掲注3)掲載判例)。

(2) 学説からの批判

権利行使者に関する最高裁判例の示す制度理解には学説より批判がされている。

(a) 前述の(1)-(c)のように、権利行使者の指定が管理として共有者の持分価格に従った過半数で決定されることを前提とすれば、(1)-(a)のように、株主権行使につき権利行使者が単独で決定することができるのは行き過ぎのように映る。このため、一定の留保をつけて、共有者の決定に従った議決権行使を共有者全体として権利行使者に指図することを認めることや、

20) 最判昭和53年4月1日民集32巻3号601頁。

21) 最判平成9年1月28日判時1599号139頁。

22) 最判平成11年12月14日・前掲注6)掲載判例。

指図に違反してなされた議決権行使は、会社が善意の場合には有効と扱わざるを得ないとしても、悪意の場合には議決権行使を無効とすることが解釈論として提案される。

解釈論として、共有者を団体的に把握し、そこでの決定に権利行使者は従わなければならないと解し、組合または法人（会社）の規律を類推することで対処することも提案されたりする。会社の規律を類推する点では、例えば、取締役会決議なき代表取締役の行為のように、権利行使者を共有者団体の代表者と捉えることで、相手方（会社）が、それを認識していたときは、民法93条1項ただし書を類推し、その議決権行使の法的効力は生じないものと解することや²³⁾、会社法349条5項の類推による処理も提案される²⁴⁾。このほか、権利行使者の株主権行使が必要な内部的な手続や決定を欠いていることにつき相手方（会社）が悪意である場合にまで権利行使者の議決権行使を有効とする必要はなく、信義則に基づき無効であるとも主張される²⁵⁾。

(b) これとは別に、共有株主毎の判断をそのまま議決権行使に反映させることによる問題解決も志向されている。具体的には、共有株主毎の議決権の行使の内容の判断に従って議決権の不統一行使（会社法313条1項）を権利行使者にさせることをデフォルトルールとする提案である²⁶⁾。

議決権の不統一行使を認める基礎は次の通りである。共有者の使用という概念につき、共有物が不可分一体であることを前提とする民法の理解は、割合的均等な単位に本来的は分割されている株式の複数が準共有されているという事情を考慮して、修正されるべきとする。共有株式については、持分割合に応じて分割行使をしても共有株主相互間には影響がなく、

23) 京都地判平成20年5月28日金判1345号53頁。

24) 浜田道代・前掲注5)134～139頁。

25) 久保田安彦「共同相続株式にかかる判例法理と残された問題」徳本譲ほか編『会社法の到達点と展望——森淳二郎先生退職記念論文集』（法律文化社、2018年）179～180頁。

26) 議決権の不統一行使に関する法整備の状況に左右されつつ、学説が展開する様子については、浜田道代・前掲注5)145～161頁を参照。

個々の共有株主は持分に応じて会社の経営リスクを負担する。このことからリスクに見合ったコントロール権を各共有株主に認めることが望ましい。相続により株式の準共有関係が発生するが、相続争いにより権利行使者を定めることにつき共有株主間でデットロックが発生している場合に、議決権行使の空白を生じさせることが望ましくない。これらの根拠から、共有株式に関しては、持分に応じて共有株式の全部を行使できるとする民法249条の規律は、自己の持分に相当する株式に関する株主権を行使するという規律に修正されると解すべきとされる²⁷⁾(整数で割り切れない余りの部分については民法249、252条の規律に従い、共有者間での協議・持分割合に基づく多数決で決定せざるを得ない)。この結論からは、共有者全員の同意が必要となる準共有株式全体の利益に影響を及ぼす場合を除いて、議決権行使の内容の決定は管理に該当せず、共有者の協議・決定は不要となり、権利行使者が共有者の意向を集計して議決権行使をすることになる(会社法313条3項の趣旨を考慮し、会社はそのような議決権行使を拒絶できないとする)²⁸⁾。権利行使者が定められていない場合には、会社法106条ただし書に基づき、会社の同意があれば、各共有株主がそれぞれ自己の持分に応じた議決権行使をできることになる²⁹⁾。

民法249条の規律の修正以外の点に議決権の不統一行使を認める基礎を求めるとも主張される。株主総会では事前に招集通知が送付されることから、基準日が設定され、基準日株主に具体的な株主総会議決権が帰属する(会社法124条1項)。当該具体的な株主総会議決権を可分な権利と捉え、持分割合に応じて分割的に共有者に帰属すると主張される(割りきれない余りは共有株主の準共有となり、管理として議決権行使の内容が決定され

27) 久保田安彦・前掲注25)169～172頁、仲卓真『準共有株式についての権利の行使に関する規律——事業承継の場面を中心に』(商事法務、2019年)373～376頁、田中亘「事例⑥」伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』(第2版、有斐閣、2015年)125頁、吉本健一「株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力」神戸学院法学47巻1号(2017年)37～40頁。

28) 久保田安彦・前掲注25)177頁、仲卓真・前掲注27)386～387頁。

29) 久保田安彦『会社法の学び方』(日本評論社、2018年)53～54頁。

る)³⁰⁾。この見解によれば、分割可能な具体的な株主総会議決権が持分に
応じて共有株主に帰属するため、準共有株式全体の利益に影響を及ぼす場
合であるかにかかわらず、共有株主は、自己の持分に相当する数の株主総会
議決権を行使することができる³¹⁾。権利行使者も、各共有株主の意向を伝
達する使者として位置づけられるに過ぎないため、権利行使者の指定は管
理というよりは保存行為となり、より柔軟な決定が可能となるとする³²⁾。

(c) 逆に、前述(1)-(a)の下では、一旦権利行使者を定めれば、権利行使
者以外の共有者は権利行使のチャンスを失うという点で、株式の共有関係
の内容変更・処分には匹敵するとして、単なる共有物の管理行為とはいえず、
共有者全員の同意をもって権利行使者を決定すべきと主張される³³⁾。共
同相続株式を想定し、遺産分割終了（民法907条）まで相続株式の権利行使
ができない状態となることは、むしろ遺産分割の協議が促進されるとする。

3. 会社法による対応および学説の展開に対する検討

——相続の場面を想定して

株式の準共有が問題となる場面は実際には限られる。たしかに、複数人
が株式を共同して引き受けることが禁止されるわけではない³⁴⁾。しかし、

30) 浜田道代・前掲注 5) 195～202頁。

31) 浜田道代・前掲注 5) 200頁。

32) 浜田道代・前掲注 5) 210～213頁。

33) 大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」『企業承継法の研究』（信
山社、1994年）127頁。賛成するものとして、江頭憲治郎・前掲注 7) 125頁注 3。

34) 神田秀樹『会社法』（第24版、弘文堂、2022年）72頁。このほか、株主の意思に基づき
生ずる場合としては、組合が保有する場合が挙げられる。この場合、民法の共有の一般の
規律の例外として、民法670条によって規律され、さらに会社との関係では会社法106条に
よって規律される。なお、上場株式については、共有（合有）名義での口座開設が実務上
困難であり、業務執行者名義で口座を開設し、組合（各組合員）は共有株式（持分）を業
務執行者に信託しているとされるようであり、会社との関係では、業務執行者の単独保有
とされるため、会社法106条とは無関係となる。例えば組合形式の従業員や取引先の持株
会（直接投資方式・間接投資方式）につき、河本一郎ほか「従業員持株制度をめぐる諸問
題」同『従業員持株制度』（有斐閣、1990年）12～19頁。

事実上共有名義の振替口座を設定することが困難であり(脚注14を参照)、株式を準共有しなくても、持株数を調整し、単独保有をすれば足りるからである。意思によらずに準共有となる場合として相続が挙げられる。株式が会社の社員たる地位(社員権)という法律上の地位を示し、単純な金銭債権とは異なる性質を有するため、当然には分割されない財産と株式が扱われ、可分債権の規律(民法264条の特別の定めとしての民法427条)が適用されず、遺産分割が成立するまでの間、相続株式は共同相続人の準共有となる³⁵⁾。株式の準共有は、もっぱら株式の共同相続により発生する。

相続株主の共有株式に対する持分は、具体的相続分ではなく、指定相続分・法定相続分である(民法898条2項)。各共同相続人は相続財産を把握した場合の包括的な相続財産に対して「相続分」(具体的相続分)を有する(ただし、民法904条の3)。しかし、具体的相続分は、包括的の一体としての相続財産の共有持分である「相続分」であり、権利(持分権)としての性質を有するものではないとされ、遺産分割時の計算上の割合を意味するに過ぎないとされる(最判平成12年2月24日民集54巻2号523頁)。具体的相続分は、指定相続分(民法902条1項)や法定相続分(同900条)により個別の相続財産に持分が設定されたものが分割される際に、特別受益の払戻し(民法903条)や寄与分(同法904条の2)による修正を加えることで確認され、当事者の合意によって決めることができるというのが実務の運用である³⁶⁾。このように、具体的相続分は遺産分割協議により最終的には確定する。

判例法の準共有株式に関する取扱いは、会社の事務処理の便宜を実現するものであるが、①株式には可分性がなく、相続において可分債権に準じた取扱いをすべきではないことと、②遺産分割協議が成立するまでの暫定的な共有については共有一般の規律に従うべきこととから導き出され

35) 最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁。反対、出口正義「株主の共同相続と商法203条2項の適用に関する一考察」筑波法政12号(1989年)67頁。田中亘「事例⑥」伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』(第2版、有斐閣、2015年)120頁は、反対説にシンパシーを表明する。

36) 潮見佳男『詳解相続法』(第2版、弘文堂、2022年)230～232頁。

るものであり、強い理論的根拠を有する。暫定的な期間の「管理」としての株主権行使によって形成された状況や事情も遺産分割に考慮することで相続人間の利害が調整されよう。

これに対して、権利行使者の指定は共有株主全員の一致によるとする学説は、全員一致を要求することで、遺産分割協議が成立するまでの暫定的な期間に指定相続分・法定相続分を基礎とした「管理」により株主権行使をさせることを認めないことになる。遺産分割協議に時間がかかることを考慮すれば、共有相続株式につき権利行使ができない空白の時間が生じる。たしかに、会社の日常業務は、株主総会を開催できなくても、権利義務取締役（会社法346条）および権利義務代表取締役（同351条）の規定により対応できる。しかし、相続株式以外に株式が存在し、その株式に関する株主のみで株主総会が開催できてしまう場合を想定すれば、相続株主全員の同意がない限り相続株式につき権利行使ができないとすることは、過度な制限となり、適当とはいえない。

他方、共有株式につき、持分に基づく権利行使を容認する近時の学説の方向性は、権利行使者の指定ができない場合への対処を想定するものと評価できよう。しかしながら、株式の準共有における「使用」の概念を民法が想定する取扱いから変更するというアイデアには次の二点で疑問を感じる。

第一は、可分債権に類似する取扱いを株式の準共有につき原則として設定する点である。

社員権である共益権の多くは、少数株主権として複数の株式を有する者にも行使が認められるため、当然分割をすれば、利用できる監督是正権に差が生じうる。また、株主総会議決権は、それ自体を株主が行使しても何か法律効果が生じるわけではなく、多数決によって成立した株主総会議決により法的効果が発生する。発行済株式の多数を集合的に有する株主は、自身の意向に則した決議を成立させうる。少数の株式しか有さない株主は、特別決議の成立を阻止しうるという数であれば、格別、それ以下であれば、意向を決議に反映させられず、株主総会議決権の使用価値は限り

なくゼロに近くなる。このため、共有株式の持分毎に議決権行使をした場合の使用価値の合計と共有株式を統一的に使用する場合の使用価値の合計とは等しくならない。株式が可分債権と同様の規律に服するべきではないことは、このような共益権の性質にもよる。当事者(多数持分権者)が希望しない場合にも、持分に応じた議決権行使が原則となるという理解は必ずしも適当ではない。

第二は、準共有株式の持分に応じた権利行使を許容することにより、遺産分割協議に第三者が介入する危険を生じさせないか、という懸念である。

一人会社の株主に相続が生じた場合であれば、共有株式を有する相続人間の管理として株主総会議決権行使の内容を決定し、統一的に株主総会議決権行使をした結果と、相続株主がそれぞれの持分価額に相当する議決権を行使した結果とでは差が生じない。しかし、相続株式以外に、株式がある場合には状況が異なる。共有相続株式以外の株式の数とその株主の意向によっては、相続株式につき統一的に議決権行使をした場合と持分毎に議決権行使をした場合とで結果に差異が生じうる。成立した株主総会決議に基づく会社の運営は、既成事実として、実質的にはあれ、相続株式の具体的な分割のあり方に影響を与え、相続人にとって第三者である相続株式以外の株主の意向が遺産分割に影響する。たしかに、同族企業における株式の相続を当該企業の事業承継と捉えて、企業価値を最大化できる者(会社の後継者)が会社の事業を支配することが望ましく、企業価値を最大化できる者は、従前から事業に関与している共同相続人であり、むしろ第三者である株主の意向が働くことを望ましい状況と捉える見解もある³⁷⁾。しかし、第三者である株主が企業価値を最大化できる者が誰かを的確に評価できる保障もなく、そもそも、株主総会議決権の行使という共有株式の使用のあり方の変更の是非がこのような事実的事情により決定されるとは思われない。

もちろん、権利行使者の決定が持分多数決によって決定されるとして

37) 仲卓真・前掲注27)316～317頁。

も、管理としての決定に共有者全員の協議が必要であると理解されたり、現実の実務において、権利行使者決定書へ共有株主全員の同意を要求されたりすることから、実際には権利行使者を決定できず、権利行使ができないままとされかねない。また、共有者が二派に分かれ、両者の持分価格の割合が拮抗し、多数決ができない場合もありうる。これらの事象への対処は必要である。そもそも、共有物の使用として、どのように使用するかは当事者の判断によることから、共有者の意思（合理的意思）により、株主総会議決権の不統一行使を望むのであれば、議決権の不統一行使を否定すべきではなく、株主権行使を可能とさせる方策の解決が必要であろう。株式を可分債権と同様の取扱いをするべきではないという判断との整合性を重視し、令和3年民法改正にあつては、共有物の管理に関する規律につき、所有者不明土地問題を契機として、柔軟化が図られていることを利用した適正化の可能性も探るべきである。次に、管理に関する規律を柔軟化する令和3年民法改正の状況を確認し、検討しよう。

Ⅲ. 令和3年改正による 共有物の使用・管理に関する規律

1. 個人主義的な共有における持分

——管理として制約のある使用と収益権の絶対性

共有物の使用方法や収益配分の方法に関する共有者の協議は、共有物の管理に該当し³⁸⁾、各共有者の持分の価格に従った過半数で取り決められる（民法252条1項）。もっとも、使用方法によっては、共有者が自己の持分を超えて使用することもあり、逆に自己の持分に比して使用が過小となることもある。共有者は、共有物の全部について持分に応じた使用ができる権利を有していることから、自己の持分に比して過少にしか使用できない共

38) 我妻栄〔有泉亨補訂〕『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1983年）322頁。

有者は、自己の持分を超える使用を行う共有者に対し、使用の対価の償還を請求することができる(民法249条2項)。この点が明確化したのは、令和3年改正である。この償還請求は、事前に使用方法に関して取決めがなされていない場合³⁹⁾だけでなく、共有物の管理に関する事項についての定めに従って共有物を使用する共有者がその者の持分を超えて使用する場合にも認められる⁴⁰⁾。共有者の一人が共有物を使用するとしても、その共有者は、その使用によって使用が妨げられた他の共有者の持分との関係では無償で使用する権利はないからである⁴¹⁾。

共有者は、自己の持分を基礎に共有物全体を使用することができる⁴²⁾が、それにより他の共有者の収益権までを妨げることはできず、無償では使用できないとされる。他の共有者に対する償還義務を負わない形で使用しようとする場合には、共有物の管理としての持分価格の多数決のみでは決定できず、共有者全員の合意(別段の合意)が必要となる(民法249条2項)。

償還される使用対価が不十分であり、こういった調整に納得できない共有者は、究極的には共有物の分割請求(民法256条)をし、当事者で協議が調わないときや協議することができないときは裁判によって共有物を分割すること(民法258条)で対応することになる。共有状態が相続により発生する場合、共有相続財産については、家事裁判所における遺産分割の審判によるべきであり、分割請求は一定の制限を受けることになる(民法258条の2)。もっとも、遺産分割につき、当事者が希望すれば、その協議により遺産の一部を分離独立させ、確定的に分割することも認められた(民法907条)。また、

39) 最判平成12年4月7日判時1713号50頁。

40) 法務省民事局参事官室・民事第二課「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」(2020年1月)第1, 1(4)①<<https://www.moj.go.jp/content/001312343.pdf>>。

41) 法務省民事局参事官室・民事第二課「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」(2020年1月)15頁<<https://www.moj.go.jp/content/001312344.pdf>>。

42) 我妻栄〔有泉亭補訂〕・前掲注38)322頁、佐久間毅『民法の基礎Ⅱ(物権)』(第2版、有斐閣、2021年)196頁。

協議が調わない場合または協議をすることができない場合には、他の共同相続人の利益を害するおそれがあるときを除いて、各共同相続人は、その全部または一部の分割を家庭裁判所に請求することができる（同条2項）。

2. 共有物の管理

共有物に変更を加えるものであっても、その形状または効用の著しい変更でない軽微な変更であれば、管理として実施が可能であることが明記された（民法252条1項、251条1項。具体的な例として、252条4項）。このほか、管理として一旦定めた共有物の利用方法の定めを変更する決定をする場合を想定し、管理としての決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別な影響を及ぼすべき時には、その承諾を必要とするとされた（民法252条3項）。

これらの規律が想定するのは不動産における居住権の問題である。管理としての決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別な影響を及ぼすべき時の対処については法律案作成段階で次のように議論される。

そもそも、最判昭和41年5月19日民集20巻5号947頁は、持分の価格が共有物の価格の過半数をこえる多数持分権者であっても、共有物を現に占有する少数持分権者に対し、当然にその明渡しを請求することができるものではないとしていた。しかしながら、少数持分権者は自分の持分につき確かに共有物全部の使用収益をすることはできるが、無断の使用であれば、他の共有者の持分との関係では一種の不法占有なり、一旦決定を得て適法に占有をしている場合でも、単独所有者が所有する物件につき使用している第三者（賃借人）に与えられる保護よりも一段厚い保護が与えられることは正当化しにくい⁴³⁾。このため、判例の取扱いを変更することを意図して、無断の使用であれば、共有者間の管理に関する決定を経て、明渡請求をしてもよく、各共有者の持分の価格に従ってその過半数で決することができる事項についてその規律に従って一定の定めがされた場合に、この定めを

43) 法制審議会民法・不動産登記法部会第2回会議議事録（2019年4月23日）37～38頁（<https://www.moj.go.jp/content/001300616.pdf>）〔佐久間毅幹事発言〕。

変更することも、過半数で決定できるとする(民法252条1項後段)⁴⁴⁾。管理の方法が変更されれば、変更前の管理の決定に基づき使用する共有者も明渡しに依じなければならなくなる。もっとも、共有者間の定めは、賃貸借契約ではなく、借地借家法等の適用はないと解されていることから⁴⁵⁾、管理としての決定された定めに従って利用している共有者は、借地借家法による保護と比較して思わぬ不利益を被る可能性がある。これを防御するために、定められた管理の決定を変更することで「特別の影響を及ぼす」場合に当該共有者の同意が必要とされた訳である。このときの特別の影響は、借地借家法の保護と比較して、受忍限度を超えるかどうかで評価されるようである⁴⁶⁾。なお、管理の決定自体の解釈(共有者全員の同意によって使用者の使用を保障する意図があるような場合)によっては、単独所有の物件につき使用している第三者(賃借人)の事例よりも保護が厚くなる可能性を指摘する見解も見られる⁴⁷⁾。

いずれにせよ、不動産の共有を想定して議論が展開されたため、共有の対象が動産やその他の財産であれば、不動産と同様の「特別な影響」がありうるかの評価は難しい。「特別な影響」は、対象となる共有物の種類、性質に応じて、共有物の管理に関する事項の定めを変更する必要性・合理性と共有物を使用する共有者に生じる不利益を踏まえて、具体的事案毎に判断するとされる⁴⁸⁾。

44) 法制審議会民法・不動産登記法部会第2回会議(2019年4月23日開催)配布部会資料3「共有制度の見直し(1)」1頁<<https://www.moj.go.jp/content/001293295.pdf>>。

45) 法制審議会民法・不動産登記法部会第9回会議(2019年10月29日開催)配布部会資料17「中間試案のたたき台(共有制度の見直し(1))」3頁<<https://www.moj.go.jp/content/001308565.pdf>>。

46) 法制審議会民法・不動産登記法部会資料3・前掲注44)3頁。

47) 松尾弘・前掲注1)38頁は、例えば、共有者の2年間の使用を保障する意図で、共有者全員の同意により共有者の一部が2年間共有不動産の使用が保障されている場合に1年経過後に持分価格の合計の過半数により返還が決定されるような場合には、使用する共有者の同意を必要とすべきとする。

48) 伊藤栄寿「新しい共有法」ジュリスト1562号(2021年)44頁。

3. 共有物の管理の決定方法

共有物の管理は各共有者の持分の価格に従った過半数で取り決められる（民法252条1項）。この場合の過半数での決定に際して、共有者間で協議が必要とされるかについては議論があった。もっとも、所有者不明土地問題を想定すれば、共有者全員による協議がなければ管理が決定できないとしては実務の現場は動かない。共有者間での協議を必要とするとしても、一部共有者が不明な場合にも対応できるように制度整備することが要求され、協議を必要とする意義について理解が深化している。

管理の決定に際して協議を要求する意図は、集団的に利益あるいは法的な効果・負担も帰属するという場合に多数決で決められるとして、少数の反対者が決定に拘束されることを正当化するためのものであり、何らかのコミュニケーション・手続保障が必要だとも考えられるからである⁴⁹⁾。もちろん、持分価格の過半数を単独で有する共有者（多数持分権者）がいる場合、その者が意図する管理の内容に、持分価格の合計が2分の1に満たない共有者（少数持分権者）がいくら反対しても多数決での決定では、その者の意思または利益の尊重に繋がるかは不確かであり、管理としての決定に不満のある少数持分権者は持分譲渡あるいは分割請求により共有関係の解消を図ることで対処すればよく、決定に際して協議までの必要はないかもしれない⁵⁰⁾。しかしながら、そうであっても、少数持分権者が知らないうちに決定されていることは望ましいわけではない⁵¹⁾。共有といっても様々な状況が想定でき、同意までは不要としても共有一般の規律として協議が全く不要であるとも言い切れない⁵²⁾。

以上の理解を踏まえ、管理の決定の際に共有者の集会や決議の在り方を基本的には当事者間の自治に委ねるとしても、意思決定が困難な場合につ

49) 第2回会議議事録・前掲注43) 44～45頁 [山田誠一委員発言]。

50) 佐久間毅・前掲注42) 199頁。

51) 第2回会議議事録・前掲注43) 50頁 [佐久間毅幹事発言]。

52) 第2回会議議事録・前掲注43) 50頁 [沖野眞巳委員発言]。

いて、例外として、決定の過半数判定の際の母数から異議を述べなかった者の持分を除外する（決定に関する議決権を失権させる）制度を作り、失権に見合うだけの手続の適正さを確保する観点から裁判所の関与を要求する制度の導入がなされた⁵³⁾。具体的には、改正民法は、所在等不明共有者（改正民法252条2項1号）や賛否を明らかにしない共有者（同項2号）がいる場合に、それらの共有者を除いた共有者の持分価格の過半数により、共有物の管理を決定することができる旨を決定するよう裁判所に請求できるという制度を創設した。賛否を明らかにしない共有者とは、相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告されたが、その期間内に賛否を明らかにしない共有者である。

管理の決定をしようとする共有者は、管理の決定に関与しない、所在のわかる共有者に対して相当な期間を定めて賛否を明らかにすべき旨を催告したが、その期間内に催告を受けた共有者が賛否を明らかにしない場合に、裁判所に対して申立てを行うことができる。

この制度に基づき裁判を申し立てることができる共有者の持分の量については最低限度が定められていない。所有者不明土地を想定すれば、不特定共有者の数やその持分も不明であり、その結果、判明している共有者の持分も不明となり⁵⁴⁾、最低限度を定めることの困難さがあるからである⁵⁵⁾。

このように、所有者不明土地問題を前提とした制度設計が一般規律として制定されているため、通常の共有者が特定され、所在が判明しているような事案に適用されれば、管理に関する決定をしようとする共有者により少数持分権者の権利が侵害される事態も生じうる。また、異議が表明される場合に、有効な管理の決定が実行されるかの保証もない⁵⁶⁾。これらの点

53) 法制審議会民法・不動産登記法部会第14回会議（2020年6月23日開催）配布部会資料30「共有制度の見直し（2）」6頁〈<https://www.moj.go.jp/content/001322908.pdf>〉。

54) 民法・不動産登記法部会 部会資料30・前掲注53)7頁。

55) 法制審議会民法・不動産登記法部会第14回会議（2020年6月23日）議事録5頁〔藤野忠委員発言〕〈<https://www.moj.go.jp/content/001327114.pdf>〉。

56) 法制審議会民法・不動産登記法部会第13回会議（2020年6月2日）議事録14頁〔中村〆

は、権利濫用の問題として処理されることが想定されている⁵⁷⁾。

なお、裁判の結果、管理に関する決定に際して、除外された所在等不明共有者や賛否を明らかとしなかった共有者は、管理に関する決定に参画せず、管理に関する決定に承諾をしていないことから、管理による使用が管理に関する決定に賛成した共有者の持分を超える場合には、改正民法249条2項の持分に相当する使用の対価の償還を共有物の使用を行う共有者に請求することができよう。

4. 共有物の管理者

共有物の適切な管理を実現し、共有者の便宜を図るため、管理者に関する規律（民法252条の2）が設けられた。管理者の選任・解任は、「管理」に該当し、多数決によって決定するとされた（民法252条1項）。共有物の管理者に選任できるのは、共有者に限らず、第三者でもよく、複数置くことができる。

管理者の活動を規律することを目的として、共有者は持分価格の過半数決定により管理事項を定めることができ、その場合、管理者はその定めに従って職務を行う義務があるとされた（民法252条の2第3項）。特別の定めがなければ、自己の判断で、共有物の管理に関する行為をすることができる（同条1項）。管理者が、共有者の定めた管理事項に違反する場合、違反して実施された管理者の行為は効力を生じないとされる（民法252条の2第4項）。もっとも、共有者はこれを善意の第三者には対抗できないとする（同項ただし書）。

なお、管理者が法律行為をする場合には、自己の名ですることができる⁵⁸⁾。

↳ 晶子委員発言] <<https://www.moj.go.jp/content/001324562.pdf>>。

57) 第13回議事録・前掲注56) 15頁 [大谷太幹事発言]。

58) 伊藤栄寿・前掲注48) 45頁。

IV. 検討：管理に関する規律の柔軟化が 準共有株式の権利行使に与える影響

1. 「管理」の決定方法

(a) 共有株式を不可分として取扱うという理解からは、共有株式の権利行使を統一的に行う判例法の取扱いが支持される。もっとも、共有者間で持分価格の多数決によって決定できない場合に、権利行使ができなくなることの不合理性への解決は必要である。令和3年改正による管理の決定方法の柔軟化は、所有者不明土地問題の解決を目的としているが共有一般の規律にも及ぶため、新しい民法252条2項が適用されることにより、この解決の道筋が示されうる。

民法252条2項のもとでは、管理として権利行使者を決定したい共有株主(多数持分権者)は、決定のための集会を招集し、それに対し少数者が欠席し、意見が表明されず多数決による決定ができない場合、252条2項2号として、裁判所に申立てを行い、裁判所は、当該賛否を明らかにしない共有株主に通知する(改正非訟事件手続法85条3項)。賛否が明らかにされないまま一定の期間が満了すれば、裁判により、意見を表明しない共有株主以外の共有株主のみの多数決で管理として権利行使者の指定ができることが示されてしまうため(同条3項)、意見表明をしなかった少数持分権者は、賛否を明らかにせざるをえない(賛否が示されれば、裁判をすることができなくなる(同条4項))。

管理の決定の手続は当事者の私的自治の問題であり、協議が必要か否かという論点には令和3年民法改正は影響しないとしても、そもそも、協議によっても、多数決の結果は変わらず、少数持分権者からは賛否が裁判所からの通知に基づき明らかにされたのであれば、それ以上の協議は必要でなく、権利行使者を決定したい共有株主(多数持分権者)は、その事情を会社に示すことで、権利行使者の指定/通知が可能となろう。

民法252条2項に基づく申立ては、過半数の持分を有していない共有株

主（少数持分権者）も実施できる。共有株主が二派に別れ、持分価格に従った多数決では管理の決定ができず、権利行使者が指定できないまでも、株主権行使の内容に関する個々の共有株主の意向が判明することで、権利行使が可能となりうる。

例えば、共有株式が発行済株式の過半数を占めるが、共有株主以外に株主が存在し、それだけで株主総会の定足数を充足している場合を考える。共有株式の持分が二派で拮抗し、持分多数決が成立しないことから株主総会議決権を行使できず、共有株式以外の株式の株主のみにより株主総会議決がなされるとするのは、発行済株式の過半数を占める共有株式の株主の意思が反映されず、適当ではない。少数持分権者も、意見表明をしない共有株主を除いて管理としての多数決を実行する旨の裁判を裁判所に求めることが可能である。意見表明をしなかった共有株主は、賛否を示されなければ、申し立てた共有株主のみで管理が決定できてしまうため、賛否を明らかにしなければならなくなる。裁判所の通知に答える形で、申し立てた共有株主には賛否に答えなかった共有株主の議決権行使の内容に関する賛否が示される。これにより、共有株主全員の株主総会議決権行使の意向が明らかとなり、統一行使が不可能であることも判明する。株主意思は可能な限り株主総会議決に反映されるべきであり、この状況の下で株主総会議決権を行使する方法としては不統一行使しかありえない。裁判所に申し立てた共有株主は、共有物の使用につき善管注意義務を負うことから（民法249条3項）、共有株主の意思を可能な限り、株主総会に反映させるよう行動すべきである。申し立てた共有株主が、この状況を会社に示して、合理的な管理として議決権を不統一行使することを求めれば、会社として会社法106条ただし書の同意を行う業務執行者は、合わせて会社法313条3項による拒絶をするかも判断し、職務を行うにつき善管注意義務を負うことから、株主意思を合理的な形で反映することが義務づけられ、議決権の不統一行使を認めなければならないと解せよう⁵⁹⁾。

59) 処分・変更と匹敵する決議事項に関する議決権行使については判例法上共有株主の全員の同意が要求され、それにより少数持分者が保護されることからは共有株主全員の意

不統一行使による議決権行使を事務処理の煩雑などを理由に拒絶することは会社法106条ただし書の運用上の権限濫用があり、有効な投票を多数決に際してカウントしなかったとして同法309条または341条に反するとして取消原因(会社法831条1項1号)に該当する(裁量棄却(会社法831条2項)の対象とはなりえよう)。

(b) なお、管理の決定につき民法252条3項は、管理としての決定を変更する場合に「特別の影響」を受ける共有者の同意を要求する。もっとも、民法改正では、土地・建物といった不動産を管理により使用が認められる共有者につき、借地借家法並みの保護を与えられない可能性を除去することを目的として受忍限度が議論されている。これを踏まえれば、共有株式に関する管理としての株主権行使により同程度の受忍限度を超えるという事態を想定することは難しかろう⁶⁰⁾。

2. 使用の対価の償還

令和3年民法改正により、共有者が持分に応じて共有物全体を使用できる権能があることを基礎に、持分を超えて使用する共有者は、持分に満たない使用しかできない共有者に対し、管理に基づく場合でも、使用対価の償還を行うべきことを明確化した。

動産・不動産であれば、その賃貸借では、物を所有者が使用できず、第三者に利用させることで賃料が入るため、使用の対価として収益権(賃料相当額)を想定することが自然である。しかし、株式の場合、株主総会議

↘向が判明しても不統一行使は認められないとすべきである。

60) 仲卓真・前掲注4)(上)10頁は、特別の影響がある場合として、共有株式に関する権利行使者に指定された者が、全ての議決権の行使につき権限を有することから、その議決権行使の結果として取締役就任し、報酬等をその生計の手段としているような場合に、権利行使者の指定が解除され、他の共有株主が権利行使者に指定されてその新たな権利行使者の議決権行使により、取締役の地位を失うような場合を想定している。借地借家法並みの保護が基準となるのであれば、単に生計の手段としているだけでは「受忍限度を超える」という評価は難しいように思われる。

決権、配当請求権そして残余財産請求権はそれぞれ独立して存在し（会社法105条）、相互に代替する関係にはない。このことは、配当が共有株主により共有されていたとしても、株式の使用（株主総会議決権行使）をする共有株主が、使用できずにいる共有株主に使用の対価の償還をしなければならないことを示す⁶¹⁾。問題は、その対価の算定である。

共有者が持分に応じた議決権行使ができることを前提とする近時の議論からは、例えば、議決権を想定し、共有株式のうち持分に相当する議決権が行使できない場合に、その議決権が使用できたのであれば得られたであろう価値を対価として償還することが示唆される⁶²⁾。

しかしながら、株主総会議決権は、株主総会決議の成否を左右しうる数がなければ、それ自体で価値を有さない。共有株式が発行済株式の大部分を占める場合であっても、少数の持分しか有さない共有株主は、自身の持分では、株主総会決議の成否を左右しうる量の議決権を行使できない。その持分の使用価値はゼロに近く、償還させるべき価額はほとんどないことになる⁶³⁾。

これに対して、管理としての決定で、共有株式の全体の使用（議決権行使）が可能となるとの立場（判例法の立場）からは次のように指摘できる。少数持分しか有さない共有株主であっても、持分に応じて共有株式全体の使用が可能であることが理念的には認められ、多数決により多数持分権者が共有株式の使用価値を専属的に利用できることの反射として常に少数持分権者が使用価値を享受できなくなる。このことを踏まえれば、共有株式全体が有する使用価値（多数持分権者が享受する使用価値）は、持分の価額に応じて共有株主全員に帰属するとして、その按分的な償還を請求できるとすることも可能ではないか。これを回避するには、多数派の共有株主は

61) 同旨、仲卓真・前掲注4）（下）76～77頁。

62) 仲卓真・前掲注4）（下）77頁。

63) もっとも、仲卓真・前掲注4）（下）84頁注87は、無議決権株式の価値算定や支配プレミアムの金額算定が償還すべき価額の算定の参考になるとはする。

管理としての決定とは別に少数派の共有株主の合意を得なければならない。

3. 管理者と権利行使者

令和3年民法改正で導入された共有物の管理を行う管理者と会社法上の共有株式の権利行使者はそれぞれ別の概念である。両者が明示的に選任されることから、管理者が会社に対する権利行使を行う場合には、別途権利行使者として指定されることが必要である。

それでは、権利行使者も管理者として選任されなければ、管理者とはならないか。

共有者による持分に応じた権利行使（不統一行使）を志向する立場からは次のように指摘される。権利行使者が、共有物の管理者としての権限を有しているとは限らない。権利行使者の指定の趣旨が広く準共有株式の管理に必要な行為を行わせるか否かによって決まる、と⁶⁴⁾。他方、判例法の取扱いでは、権利行使者も管理に関する行為を自身の名義で自身の判断で実施することができる。権利行使者の指定は常に管理者としての選任を内包すると解しうるのではないか。

4. 管理に関する定めに違反する権利行使者の行為

判例法に従えば、権利行使者は、共有株主間で株主総会における個々の決議事項について逐一合意を要するとの取り決めがされ、ある事項について議決権行使の内容を決定していても、それに拘束されず、自己の判断に基づき、議決権を行使しうる（最判昭和53年4月1日・前掲注20）掲載判例）。他方で、権利行使者の定めがない場合には、議決権行使の内容の決定は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、または株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、管理（民法252条1項）に該当し、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるとする（最判

64) 仲卓真・前掲注4) (上) 6頁, (下) 80頁。

平成27年2月19日・前掲注3）掲載判例）。

両者は矛盾するようにも見えるが、適用場面を異にし、直ちには矛盾しないと説明されている。会社法には、会社と株主との間の集団的な法律関係を画一的に処理し、法的安定性を確保するという要請が働くため、民法の共有に関する規定に従っていない権利行使であっても、会社との関係では常に適法とされるが、権利行使者が指定されていない場合はそのような特別な配慮を働かす必要がないことから、合理的な区別であるとされる⁶⁵⁾。しかしながら、これでは、権利行使者が指定された場合には「管理」に関する決定のルールを変容することを意味し、共有者の第三者である会社の便宜の実現に比して、共有者の不利益が大きい。

そもそも、権利行使者が、共有者の指定・通知をうけて「通知催告を受領する者」として株主名簿に記載される場合、権利行使者の指定が共有者の管理として決定されていることを会社はすでに確認しているため、株主名簿の資格授与的効力に準じて、株主名簿上に記載された権利行使者であれば、権利行使者の指定を得ていると扱われる⁶⁶⁾。さらに、会社法106条が共有株主間の内部的な決定までの確認をするという会社の負担を軽減することを目的とすることからは⁶⁷⁾、株主名簿に記載された権利行使者の権利行使があれば、会社側には、権利行使者の定めや権利行使に関する共有者間の内部的な決定の有無についても確認することまでは要求されず⁶⁸⁾、

65) 富上智子「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（上）（1月～6月分）』（法曹会、2018年）33～34頁、伊澤大介「準共有株式の権利行使を巡る諸問題」判例タイムズ1443号（2018年）24頁。

66) 来住野究・前掲注17）65頁。

67) 仲卓真・前掲注4）（上）12頁、仲卓真・前掲注27）263頁。ただし、仲卓真・前掲注4）（上）13頁は、株式の処分または株式の内容を変更することに直ちになるような議決権行使が処分行為など法的に管理に該当しないことから、民法252条の2第4項での処理ではなく、第三者が善意であっても行為の効力が生じないと指摘する。鳥山恭一「株式の準共有における権利行使者の指定方法」早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集第2巻民事法編』（成文堂、2022年）229頁は、株式の内容を変更することになるような議決権行使が想定されるのであれば権利行使者の指定は全員一致によるべきとする。

68) 来住野究・前掲注17）65頁は、株主名簿の資格授与的効力を基礎に会社法106条本文

結果として、適法に株主権が行使されていると扱わなければならないとする効果(適法な権利行使と推定される効果)を与えられる。この対応があれば十分であり、会社法106条が共有の管理のあり方までを変容するのは行き過ぎである。処分・変更と匹敵することになる決議事項に関する株主総会議決権の行使につき、共有者間の決定と権利行使者の議決権行使とが相違することを会社として立証が可能な程度に証拠を有するときには、会社と共有株主との信義則上、権利行使者の権利行使を拒みうるはずである。それにもかかわらず、権利行使を拒まなかったときは、当該権利行使が有効であることを会社は主張できない(無効とする)と解し、共有株主を保護することは認められるべきであろう。会社の悪意の立証は権利行使者の権利行使を否定する準共有株主の側が負担する⁶⁹⁾。権利行使者の指定が共有物の管理者としての選任をも内包すると考える場合には、民法252条の2第4項⁷⁰⁾の準用につき、共有者の保護ではなく、第三者である会社の便宜のために、権利行使者が指定され、権利行使者=通知催告の受領者が株主名簿に記載されていることを考慮した適用が求められるとして、第三者(会社)の主観的事情(悪意)の立証責任の所在は権利行使を否定する側にあるとすべきであろう。

株主名簿上に共有名義が記載されていない場合や、共有名義が記載されているが権利行使者の指定がない場合は、共有株主は、権利行使者を指定せずに、会社法106条ただし書の事例として権利行使をするか、権利行使の都度、権利行使者を指定し、会社に通知することになる。権利行使者を指定・通知する場合、会社は、権利行使者の指定の決定を確認しなければならず、株主名簿上共有名義が記載されないときには、さらにその前提と

↘の目的を株主の権利行使の法的安定性の確保と解し、会社の免責を肯定する。しかし、免責の根拠が株主名簿の記載であることから、免責されるのは会社法126条3項が適用される場面に限定されよう。

69) 結論同旨、仲卓真・前掲注4)(上)12頁。

70) 仲卓真・前掲注4)(上)12頁は、民法252条の2第4項の善意の立証責任は第三者の側にあると指摘する。

して共有株主であると主張する者が株主であるかを確認しなければならない。権利行使が、処分・変更に該当する決議事項に関する株主総会議決権の行使であれば、その内容に関する共有株主間の決定も合わせて確認せざるをえない。この状況を踏まえれば、共有株主間の決定に反して権利行使者は権利行使をしていると共有株主が主張する場面では、第三者（会社）の主観的要件（善意）の立証責任は、民法252条の2第4項が維持され、会社側にあることになろう。

以上のように考えても、これらは、会社法831条1項1号の問題となり、裁量棄却の対象ともなるため、決議の結果に与える影響や会社の事務処理上の便宜を考慮した対応も会社は可能である。そうであれば、処分・変更に該当する決議事項だけでなく、全ての株主総会議決事項についても同様の取扱いがされてよい⁷¹⁾。最高裁昭和53年判決の取扱いは修正されるべきである。

むすびに代えて

準共有株式の管理に関する決定の協議につき共有株主の全員の参加を要請したり、持分価格に従った多数決によって決定するとされたりすることにより、共有株主間で決定ができず、株主権行使の空白が生じうる。これを回避するために、学説では共有株主が持分に依じて独自に権利行使をすることを實現する道筋での解決をしようとする。他方、近時の民法改正は、共有者が共有物全体を持分に依じて使用できることを前提に、自己の持分に相当する使用ができない共有者に対して使用対価の償還を行うことにより衡平を確保する設計の下、管理の決定方法を柔軟化し、最終的に調整ができない場合は分割請求で対応する。本稿は、近時の学説の問題意識

71) この点で、久保田安彦・前掲注25) 179～180頁を支持したい。なお、東京高判令和元年10月17日金判1582号30頁は、上場企業の事案であるため、権利行使については信託的な構成であろうと思われる持株会の理事長が、取締役選任議案につき持株会の会員の意思とは異なる議決権行使を実施したことは、理事長の権限濫用であり、会社側が権限濫用を立証できる環境にあり悪意であったことを根拠に、理事長の議決権行使を無効としている。

を共有しつつも、判例法に基づいた理解でも、改正民法の設計の下では、権利行使の空白を避けられる可能性があることを指摘し、管理に関する定めに違反する権利行使者の行為については効力を否定しうるように判例法の取扱いを変更すべきことを主張した。

もっとも、本稿は、令和3年民法改正と関係する準共有株式の規律を検討したため、議決権以外の共益権の行使につき検討をしていない。この点は残された課題としたい。

* 本稿は、JSPS 科研費 JPK17K03492 の助成を受けた研究の成果である。

【追記】 本稿の検討段階で、2022年11月19日に名古屋大学法学部で開催された今井克典名古屋大学教授が主催する民事法研究会および同年12月3日に開催された立命館大学商法研究会での報告の機会に恵まれた。ご出席の先生方に有益なご示唆をいただけたことに感謝する。